

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書の訂正報告書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成18年1月30日

**【中間会計期間】** 第58期中（自 平成17年3月1日 至 平成17年8月31日）

**【会社名】** 株式会社ダイケン

**【英訳名】** DAIKEN CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 藤 岡 秀 一

**【本店の所在の場所】** 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

**【電話番号】** 06 - 6392 - 5551（代表）

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営企画室長兼総務部長 子 安 和 彦

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

**【電話番号】** 06 - 6392 - 5551（代表）

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営企画室長兼総務部長 子 安 和 彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年11月24日に提出いたしました第58期中（自 平成17年3月1日 至 平成17年8月31日）の半期報告書に添付した、当中間会計期間（自 平成17年3月1日 至 平成17年8月31日）の中間監査報告書の原本を電子化したものについて入力誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

当中間会計期間（自 平成17年3月1日 至 平成17年8月31日）における中間監査報告書。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月18日

株式会社 ダイケン  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 隆 行

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 原 祥 孝

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイケンの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第58期事業年度の中間会計期間（平成17年3月1日から平成17年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイケンの平成17年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年3月1日から平成17年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

(訂正後)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月18日

株式会社 ダイケン  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 隆 行

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 原 祥 孝

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイケンの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第58期事業年度の中間会計期間（平成17年3月1日から平成17年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイケンの平成17年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年3月1日から平成17年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。